

快適な海上労働環境の形成のために船舶所有者が講ずべき措置に関する指針
の制定に関する意見募集の結果について

令和 8 年 8 月 20 日

国土交通省海事局
船員政策課労働環境対策室

国土交通省では、令和 8 年 2 月 20 日から令和 8 年 3 月 22 日までの期間、快適な海上労働環境の形成のために船舶所有者が講ずべき措置に関する指針の制定に関する意見の募集を行いました。ご意見は寄せられませんでした。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。